

栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画
策定支援業務委託仕様書

栄 町

1. 業務名

栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務目的

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）の策定に当たっては、栄町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の評価及び日常生活圏域における高齢者ニーズ調査等のアンケート結果、介護保険サービス給付実績などを踏まえ、栄町の高齢者福祉施策・介護保険サービス等について詳細に現状分析を行い、課題を整理するとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）や国の制度改正等による新たな施策の展開を踏まえ、今後の方策等について検討を行う必要がある。

本業務は、第10期計画を策定するに当たり、効果的に策定作業を進めることを目的にその支援を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

4. 業務内容

第10期計画の策定を効率的に進めるため、概ね次の業務を実施する。ただし、業務内容は、計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、詳細については、プロポーザルでの受託者の企画提案書を踏まえて、栄町（以下「委託者」という。）及び受託者で協議して決定する。

また、各種調査の項目、内容等については、国が示す方針等を踏まえ、適宜、変更、調整等を行うものとする。

『令和7年度業務』

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、委託者の概要、社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、委託者が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の設計・実施

現状の把握及び第10期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、アンケート調査を実施する。

アンケート調査としては、次の調査を想定するが、必要に応じて、別途調査を実施する場合がある。

①日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、

日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	要介護１～５以外の高齢者
配布数	１，５００票（回収率６５％見込み）
調査方法	郵送法

（ア）調査票の設計、作成及び印刷業務

- ・調査票の設計、作成及び印刷業務を行う。
- ・送付用封筒（角２号封筒）及び返信用封筒（長３号封筒）の調達、作成並びに印刷業務を行う。
- ・返信用封筒に係る返信先は、委託者とする。

（イ）調査に係る発送及び回収業務

- ・委託者が提供した対象者リストを元に宛名ラベルを印刷し、調査票等の封入・封緘作業を行い、発送する。
- ・発送に係る郵便料は、委託費に含めて積算する。
- ・委託者宛てに返信のあった調査票について、受託者は適宜回収を行う。
- ・返信に係る郵便料は、回収率６５％で委託費に含めて積算し、回収率の増減による精算は行わない。

（ウ）調査に係る集計及び分析

- ・回収した調査票について、単純集計、属性別クロス集計その他必要な設問間のクロス集計及びデータ化、グラフ化など、分析を行う。
- ・調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに反映する。

②在宅介護実態調査

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定等を受けている在宅の高齢者等を対象とした調査を行う。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者及びその介護者
調査数	５００票（回収率６５％見込み）
調査方法	郵送法

（ア）調査票の設計、作成及び印刷業務

- ・調査票の設計、作成及び印刷業務を行う。
- ・送付用封筒（角２号封筒）及び返信用封筒（長３号封筒）の調達、作成並びに印刷業務を行う。
- ・返信用封筒に係る返信先は、委託者とする。

（イ）調査に係る発送及び回収業務

- ・委託者が提供した対象者リストを元に宛名ラベルを印刷し、調査票等の封入・封緘作業を行い、発送する。
- ・発送に係る郵便料は、委託費に含めて積算する。
- ・委託者宛てに返信のあった調査票について、受託者は適宜回収を行う。

- ・返信に係る郵便料は、回収率 65 % で委託費に含めて積算し、回収率の増減による精算は行わない。

(ウ) 調査に係る集計及び分析

- ・回収した調査票について、単純集計、属性別クロス集計その他必要な設問間のクロス集計及びデータ化、グラフ化など、分析を行う。
- ・調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに反映する。

③事業所向けアンケート調査

委託者の行政区域内における介護サービスの提供体制、提供内容等及び介護人材の実態と課題等を把握するため、同区域内に在る介護事業所を対象としたアンケートを実施する。

(ア) 受託者は、調査票の設計及び作成を行う。(調査票の配布及び回収は、委託者が行う。)

(イ) 回収した調査票について、単純集計、属性別クロス集計その他必要な設問間のクロス集計及びデータ化、グラフ化など、分析を行う。

(ウ) アンケート調査の種類、想定される配布数は次のとおりとする。

- ・調査名：事業所向けアンケート調査
- ・対象団体：町内介護サービスの指定を受ける事業所
- ・事業所数：12事業所（予定）

※設問数は各20問程度、回収率は100%を想定する。

(3) 栄町高齢者福祉推進協議会（計画部会）の運営支援

令和7年度に、第10期計画の策定スケジュール、アンケート調査の内容説明及び調査結果の報告を行うため、栄町高齢者福祉推進協議会（計画部会）の開催（2回）を予定しており、委託者の指示により次の業務を行う。

①国、県等の最新情報、他市町村の情報等について共有できるよう、情報収集を行い、その概要を提供する。

②会議の開催に向けた資料の作成を行うとともに、制度の解説、会議資料の説明、その他技術的な助言等を行う。

(4) 法律や制度などの動向に関する情報提供等支援

第10期計画を策定するに当たり、法律や制度の動向を常に把握し、情報提供その他必要な助言と支援を行う。

(5) 成果品の提出

アンケート調査報告書（A4判、100頁程度）：データー式（PDF形式及び編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint等）とし、記録媒体に保存して提出する。）

※各種調査から得られた結果について、前回比較、設問間でのクロス集計等による専門家としての視点からの分析を行い、統計的な傾向把握及び課題の抽出を行うこと。

※自由記載欄等については、調査ごとに分類し、データ上閲覧できるようにすること。

『令和8年度業務』

(1) 第9期計画の評価

具体的施策の実施状況と課題分析の実施を行い、第9期計画を評価し、考察の報告を行う。

(2) 現状整理、課題・問題点の分析及び施策の検討・提案

前年度行ったアンケート調査結果、(1)の評価結果及び委託者が提供する国保連給付実績データ等を踏まえ、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付状況の分析作業、施策の検討・提案を行う。

(3) 計画目標量の推計及び介護保険料の算定支援

地域包括ケア「見える化」システムによる自然体推計に基づく介護保険サービス見込量について、(2)で検討した施策等の影響を見込んで修正を加え、計画目標量(今後の介護保険サービス見込量及び介護保険給付費)を推計し、第10期計画の計画期間における介護保険料の算定支援を行う。

(4) 第10期計画の骨子案・素案・成案の作成

①(1)～(3)における評価・分析・検討の結果を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現に向け基本的課題や施策の方向性について協議、検討を行い、第10期計画の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた骨子案や同計画の素案を作成する。

②栄町高齢者福祉推進協議会(計画部会)の意見及び指摘事項並びにパブリックコメントの結果を踏まえ、委託者と協議の上、町民にわかりやすく親しみやすい第10期計画の成案を作成する。

(5) パブリックコメントの実施支援

第10期計画の素案に係るパブリックコメントにおいて提出された意見に対して委託者が作成した回答内容について、確認及び助言を行う。

(6) 栄町高齢者福祉推進協議会(計画部会)の運営支援

令和8年度に計画内容を審議するために栄町高齢者福祉推進協議会(計画部会)の開催(4回程度)を予定しており、委託者の指示により次の業務を行う。

①国、県等の最新情報、他市町村の情報等について共有できるよう、情報収集を行い、その概要を提供する。

②会議の開催に向けた資料の作成を行うとともに、必要に応じて会議に出席し、制度の解説、会議資料の説明、その他技術的な助言等を行う。

(7) 法律や制度などの動向に関する情報提供等支援

第10期計画を策定するに当たり、法律や制度の動向を常に把握し、情報提供その他必要な助言と支援を行う。

(8) 成果品

①栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画(A4判、100頁程度):データ一式(PDF形式及び編集可能な形式(Word、Excel、PowerPoint等)とし、記録媒体に保存して提出する。以下同じ。)

②栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画概要版(A4判、8頁程度):データ一式

※計画書及び概要版は、表紙のデザインや内容のレイアウト等に、閲覧しやすい工夫をする。

③高齢者人口・世帯及び要介護高齢者の推移並びに給付実績集計のレポート：データ一式

④計画目標量・介護保険料算定における資料：データ一式

⑤国・全国自治体の動向に係る情報：データ一式

⑥情報提供資料一式：データ一式

- ・国の会議内容に関する情報提供
- ・法律や制度などに関する情報提供
- ・法令改正による情報提供 など

5. 成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、委託者から成果品が本業務に適合していないとして修正の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じるものとする。

6. 委託料支払条件

委託者は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書に基づき、年度ごとに一括して委託料を支払うものとする。

7. 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については委託者の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ委託者に書面により報告し、委託者の承認を得ること。

(3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務の実施に当たり知り得た情報等については、委託者の承諾なしに本業務以外で使用し、また、第三者に漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、契約終了後も継続するものとする。

受託者の責により秘密が漏えいし、委託者が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報の保護の適切な対応

受託者は、この契約に基づく業務を実施する際、別記「個人情報取扱特記事項」に記載の内容を遵守しなければならない。

なお、プライバシーマーク等の個人情報保護の認証を取得していることが望まし

い。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

本業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(8) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果品等の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属する。また、受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。受託者は委託者の許可なく成果品等を第三者に公表し、貸与し、使用し、複写し、又は漏えいしてはならない。

8. その他

- (1) 受託者は、作業の方法及び順序並びに作業実施に必要な事項について、委託者と事前に打合せを行うこと。
- (2) 主任担当者等は、高齢者福祉及び介護保険事業の知識を多く有し、かつ、他自治体等での福祉に関する計画等の作成業務における経験が豊富で、積極的かつ的確な助言等が可能な者とする。
- (3) 原則、提案時に設定した担当者等の変更は、行わないものとする。やむを得ない事情の場合は、事前に委託者と協議し、委託者の承諾の上で変更を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。本仕様書に疑義が生じた場合についても、同様とする。